Ι 調査研究の概要

1 調査研究の目的

平成18年に改正された教育基本法では、第13条で「学校、家庭及び地域住民その他関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」と新たに規定した。これによって近年の社会状況の変化に鑑み、子どもの教育において学校、家庭及び地域社会がそれぞれの責任を自覚し、相互の連携・協力に努めることが明文化された。さらに、平成20年2月の中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」では、地域社会の教育力の向上のためには、家庭や地域と学校教育等の効果的な連携が大切であり、学校を拠点として地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりに取り組む必要があるとし、学校・家庭・地域の連携の重要性が指摘された。

この学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てる体制を整えるために、国では平成20年度から3年間、「学校支援地域本部事業」を実施した。この事業では、学校と地域を結ぶために「地域コーディネーター」を配置して、地域住民が学校支援ボランティアとして活動するシステムを整備し、学校教育の充実とともに生涯学習社会の実現と地域教育力の向上を図ることを目指してきた。

栃木県教育委員会では国に先駆け、平成15年から4年間にわたり「学校支援ボランティア活動促進事業」を実施し、県内の小中学校、高等学校、特別支援学校における学校支援ボランティアの活動の普及啓発に努めるなど、学校と地域が一体となった教育活動を推進してきた。また、平成20年度から開始された「学校支援地域本部事業」では、学校支援地域本部関係者研修の実施や各研修会の支援、関係資料の作成等を通して、その普及と促進に努めてきた。さらに、平成23年3月に策定された「新・とちぎ学びかがやきプラン」において、学びの成果を生かして、地域づくりや人づくりに取り組む必要性を明示し、生涯学習による県民の絆づくりを目指すこととした。また、同じく平成23年3月に策定された「とちぎ教育振興ビジョン三期計画」では、その施策において学校・家庭・地域それぞれが連携・協力した豊かな教育活動の展開を図ってきた。そして、今年度は県内の公立学校(小学校、中学校、高等学校、特別支援学校)に「地域連携教員」が設置され、より学校と地域が連携した教育活動が、組織的かつ効果的・効率的に推進されることが期待されている。

栃木県総合教育センターでは、平成17年度より宇都宮大学地域連携教育研究センター(旧:宇都宮大学生涯学習教育研究センター)との共同研究によって、地域と学校の連携について、さまざまな視点から調査研究を重ね、重要性と影響を明らかにし具体的な方策を示してきた。これまでの調査研究から、学校と地域との連携が教育課題の解決に効果的であるということが明らかになるとともに、地域との連携のためには管理職の理解やリーダーシップが重要な要因の一つであることが指摘されている。そこで、今年度は、学校経営に焦点を当て、地域とその連携がどのような影響をもたらすのかについて調査・分析し、その効果を明らかにし、その意義や有効な進め方・在り方、課題などについて提言することを目的とする。